宇部市建設工事に関する公契約指針

１　目的

この指針は、市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定するものをいう。以下「工事」という。）に関する契約（以下「公契約」という。）について、これまでの入札契約制度の改正等を踏まえ、市が取り組むべき内容と公契約の相手方に求める内容の基本的なあり方を明確にすることにより、入札及び契約の適正化を推進し、及び良質な工事の施工を確保するとともに、公契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働環境の整備を推進し、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とします。

２　基本方針

市は、「みんなで築く　活力と交流による元気都市」を目指し、市民の皆様と共にまちづくりを推進しています。また、公契約は、現在及び将来における市民生活及び経済活動の基盤となる社会資本の整備に資するものであるとともに、地域経済の健全な発展に寄与するものであることが求められています。このため、次に掲げる事項を公契約の基本方針とします。

⑴ 入札及び契約の適正化の推進

⑵ 適正な労働環境の整備

⑶ 地域経済の健全な発展

３　市が取り組むべき内容

上記２の基本方針に基づき、公契約の適正化を図るため次の取組を推進します。

⑴ 入札及び契約の適正化の推進

〇透明性の確保

入札及び契約に係る情報については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）及び「宇部市建設工事等の発注の見通し及び入札・契約に係る情報の公表に関する事務取扱要綱」等に基づき、次の事項について、適切かつ迅速に市ウェブサイト等で公表します。

また、入札・契約制度や市関係要領等についても市ウェブサイト等で公表します。

①発注見通しに関する事項

②入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項

・入札参加者の資格・名簿及び総合点数

・指名基準

・指名業者名及び指名理由

・入札者名及び入札金額（随意契約を除く。）
・落札者名及び落札金額（随意契約を除く。）
・最低価格入札者を落札者とせず他の者を落札者とした場合の理由
・契約の内容
・随意契約の相手方の選定理由
・予定価格、最低制限価格、低入札価格調査基準価格

③指名停止に関する事項

〇公正な競争の促進

次のとおり、適正な競争入札参加資格審査を行うともに、工事の請負設計金額、種別、規模、内容等に応じて、一般競争入札、指名競争入札、随意契約から適切な入札契約方式を選択し、適正な入札契約を履行します。

①競争入札参加資格審査

「建設工事等入札参加資格審査申請要領」及び「宇部市建設工事等請負業者選定要綱（以下「選定要綱」という。）」に基づき、定期又は追加時に競争入札参加資格を審査します。

また、選定要綱第 8 条第 2 項の等級別格付基準に基づき、市内に本社、本店を有する業者（以下「市内業者」という。）の建設工事種別のうち、土木一式工事及び建築一式工事においては、A等級からD等級までの等級区分に格付します。

②一般競争入札における入札参加資格の設定

「宇部市条件付一般競争入札事務処理要領」に基づき、原則として請負設計金額が 500 万円（建築一式工事は 700 万円）以上の工事は、その種別、規模、内容等を踏まえ、施工実績等の技術要件、地域要件、手持工事数など、一定の条件を定めた上で競争性の確保に留意しつつ、公正かつ適切に入札参加資格を設定します。

③総合評価競争入札における評価基準の設定及び審査

「宇部市建設工事総合評価競争入札試行要領」等に基づき、原則として請負設計金額が１億円以上の土木一式工事は、その規模、内容等を踏まえ、企業や配置予定技術者の技術的能力、企業の地域精通度や地域貢献度、手持工事数など、競争性の確保に留意しつつ、公正かつ適切に評価基準を設定します。

また、入札参加申請者から提出された技術提案の審査に当たっては、公正かつ適切に実施します。

④指名競争入札における業者選定

選定要綱等に基づき、工事の種別、規模、内容等を踏まえ、公正かつ適切に指名業者を選定します。

⑤適切な随意契約の執行

随意契約は、契約の性質又は目的が競争入札に適さない等、一定の場合に限って認められていることから、工事の請負設計金額、種別、規模、内容等を踏まえ、競争入札に付することの可否の判断を厳格に行うとともに、適切な契約の執行に努めます。

また、工事の内容等が高度又は専門的な技術が要求されるもので、提出された技術提案に基づいた仕様により優れた成果が期待できるものについては、プロポーザル方式による随意契約を検討します。

⑥入札条件等の明示

入札条件及び指示事項並びに特記仕様書等は、設計図書において適切に明示します。

⑦適正な入札の執行

「入札の心得」に基づき、適正に入札を執行します。

入札の透明性及び公平性を確保するため、入札執行後、一旦落札決定を保留し、「建設工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要領」に基づき、入札参加者から設計書に係る積算内容の確認及び疑義の申立てを受け付けます。

⑧計画的な発注や施工時期等の平準化

年度当初からの予算執行の徹底、完成時期の年度末への集中を避けることなど予算執行上の工夫等を行うとともに、工事の特性、自然条件等を踏まえ、適切な工期を設定の上、計画的な発注及び施工時期等の平準化を図ります。

〇談合その他不正行為の排除

談合や贈収賄、一括下請負といった不正行為については、「宇部市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領」に基づき、当該不正行為を行った者に対し指名停止等の措置を厳正に実施するとともに、談合があった場合における契約約款に基づく損害額の賠償請求や建設業許可行政庁等へ通知を行い、不正行為の再発防止を図ります。

また、談合情報が寄せられた場合、「談合情報対応マニュアル」に基づき、必要に応じて工事費内訳書の確認や入札参加者から事情聴取を行い、その結果を公正取引委員会に送付します。

〇ダンピング受注の防止等

①ダンピング受注の防止

「宇部市最低制限価格制度実施要領」又は「宇部市低入札価格調査実施要領」等に基づき、ダンピング受注（その請負代金の額によっては工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。）を防止します。

また、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定方法は、適宜見直します。

なお、適正な競争を誘導するため、予定価格、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格は事後公表とします。

また、入札前に予定価格に関する情報を得ようとするなど、公正な入札の執行を損なう働きかけを抑止するため、「宇部市建設工事等発注事務に関するコンプライアンス要領」を遵守します。

②適切な予定価格の設定

予定価格の設定に当たっては、工事の品質を確保するとともに、工事の担い手が中長期的に育成及び確保されるため、適正な利潤を確保することができるよう、適切に

作成された設計図書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行います。

積算に当たっては、建設業法第 18 条に定める建設工事の請負契約の原則を踏まえた適正な工期を前提として、現場の実態に即した施工条件を踏まえた上で最新の積算基準を適用します。

また、積算に用いる歩掛や単価は、現場条件等により標準歩掛が使用できないときその他資材等の急激な高騰等により実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合等は、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認し適切に予定価格を設定します。

③入札不調・不落時の見積りの活用等

入札に付しても入札者又は落札者がなかったときその他標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合、次の方法を適切に活用して予定価格を適切に判断するとともに、可能な限り迅速に契約締結できるよう努めます。

・入札参加者から工事の全部又は一部について見積りを徴収し、その妥当性を適切に確認しつつ、当該見積りを活用することにより、積算内容を見直す方法
・設計図書に基づく数量、施工条件や工期等が施工実態と乖離していると想定される場合、その見直しを行う方法

上記方法の活用等により改めて競争入札を実施することを基本としますが、再度の入札をしても落札者がなく、改めて競争入札を実施することが困難な場合には、談合防止や公正性の確保、発注者としての地位を不当に利用した受注者に不利な条件での契約の防止の観点に留意の上、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 8 号に基づく随意契約（いわゆる不落随契）の活用も検討します。

〇適正な施工の確保

①施工条件の変化等に応じた適切な設計変更

設計図書に明示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しないときその他設計図書に明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合等において、必要と認められるときは適切に設計図書の変更を行い、当該変更に伴い必要となる請負代金及び工期の適切な変更を行います。

また、賃金水準又は物価水準の変動により受注者から請負代金の変更（いわゆる全体スライド条項、単品スライド条項又はインフレスライド条項）について請求があった場合、変更の可否について迅速かつ適切に判断した上で、請負代金の変更を行います。

②施工状況の確認・検査等

品質を確保し適正な施工が確保されるよう現場の施工体制等を確認し、監督及び検査を適切に実施します。

また、受注者から工事の完成通知があった場合、完成検査を実施し、「宇部市請負工事成績評定要領」に基づき、評定結果を受注者に通知します。

(2) 適正な労働環境の整備

〇労働環境の改善

適切な賃金の支払、労働条件の改善、安全衛生の確保、退職金制度の確立、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）の加入など、労働関係法令その他関係諸法令等や「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するお願い」等を遵守又は適切に対応するよう周知徹底するとともに、週休２日モデル工事の試行等による休日確保の取組など、労働環境の改善を推進します。

〇元請下請関係の適正化

下請契約、下請代金の支払など、建設業法その他関係諸法令、建設業法遵守ガイドライン（国土交通省策定)、契約約款等を遵守するよう周知徹底し、元請下請関係の適正化を推進します。

〇社会保険等未加入業者の対策の推進

公平で健全な競争環境の構築及び現場の技能労働者の処遇改善を図るため、法令に違反して社会保険等に加入していない建設業者（以下「社会保険等未加入業者」という。）に対して、次の対策を講じます。なお、本対策は、法令上加入義務のある保険への加入を推進するものであり、加入義務のない業者に対して加入を強要するものではありません。

①市は、定期又は追加時における競争入札参加資格の申請者が社会保険等未加入業者の場合、申請を受け付けません。

②市は、入札公告又は指名通知を行う全ての工事において、建設業許可業者を対象とした一次下請業者が社会保険等未加入業者の場合、原則として受注者（元請業者）に指名停止や制裁金等の措置を講じます。なお、今後、順次下請業者の対策を強化します。

③市及び受注者は、全ての下請業者の社会保険等の加入状況について、施工体制台帳等により確認します。

④市は、下請業者が社会保険等未加入業者の場合、元請業者が当該未加入業者への加入指導要請を行うよう要請します。

⑤市は、市建設工事関係職員が本制度の趣旨・内容・注意点等を十分認識した上で、元請業者が下請業者に対して誤った認識で加入義務のない業者への加入を求めないよう、必要に応じて元請業者を指導します。

⑥市は、社会保険等未加入業者を建設業許可行政庁へ報告します。

〇実態調査・把握

適正な労働環境の整備と健全な地域経済の更なる発展のため、技能労働者への賃金水準の確保や元請下請関係の適正化等の実態を把握することを目的としたアンケート調査を随時実施します。

(3) 地域経済の健全な発展

〇地元企業優先発注

地元企業（市内業者及び準市内業者（市外に本社、本店を有するが、市内に支社、支店、営業所等を有する業者をいう。）をいう。以下同じ。）の受注機会の確保及び育成並びに地域経済の活性化を図るため、「宇部市地元企業優先発注に係る実施方針」に基づき、地元企業への優先発注を推進します。また、原則として地元企業のうち、市内業者へ優先発注します。

〇下請発注時の市内業者及び市内産資材の優先活用

下請発注時は市内業者への優先発注に努めるとともに、建設資材は市内産の優先利用に努めるよう、受注者に要請します。

〇分離・分割発注の推進

施工の責任や工事に係るコストの明確化が図られる等当該分離分割発注が合理的と認められる場合、当該工事の種別、規模、内容、工程等を考慮し、専門工事業者の育成に資することも踏まえ、可能な限り分離・分割発注を活用するよう努めます。

〇資金調達の円滑化

前金払制度の適切な運用、中間前金払・出来高部分払制度の活用、工事に係る請負代金の支払手続の迅速化等により資金調達の円滑化を図ります。

4　公契約の相手方に求める内容

上記２の基本方針及び３の市が取り組むべき内容を踏まえ、公契約の相手方に対し、公正な競争及び契約の誠実な履行を行うとともに、次の事項について重点的に取り組むよう求めます。

・適正な労働環境の整備

〇労働環境の改善

適切な賃金の支払、労働条件の改善、安全衛生の確保、退職金制度の確立、社会保険等の加入など、労働関係法令その他関係諸法令等や「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するお願い」等について、特に、次の事項を遵守するよう求めます。

①建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。

②適正な就業規則の作成に努めること。この場合、一の事業場に常時 10 人以上の建設労働者を使用する者にあっては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。

③賃金は毎月１回以上一定日に現金でその全額を直接、建設労働者に支払うこと。

④建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に作成すること。

⑤労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労働時間の短縮や週休2日など休日の確保には十分配慮すること。

⑥労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）を遵守し、工事を安全に施工すること。特に、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者及び新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務についた者等に対する安全衛生教育を実施すること。

⑦社会保険等に加入し、保険料を適正に納付すること。

⑧労働者の福祉の向上及び雇用の安定を図るための建設業退職金共済組合に加入する等退職金制度を確立するよう努めること。

⑨常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期の健康診断を必ず行うこと。

⑩建設労働者の能力の開発及び向上のため、技術及び技能の研修等教育訓練に努めること。

⑪建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第7条の3各号に掲げる法令及び最低賃金法（昭和34年法律第17号）第4条第1項の規定を遵守すること。

⑫自社における技能労働者等への適切な水準の賃金の支払いを行うよう努めること。

⑬技能労働者への適切な水準の賃金及び社会保険等への加入相当額を適切に含んだ額による下請契約の締結を行うよう努めること。

⑭下請業者に対する、技能労働者への適切な水準の賃金の支払要請及び社会保険等への加入指導を行うよう努めること。

⑮公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置等で、設計労務単価に増額等の変更契約を市と締結した場合、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応するよう努めること。

〇元請下請関係の適正化

下請契約、下請代金の支払など、建設業法その他関係諸法令、建設業法遵守ガイドライン（国土交通省策定）、契約約款等について、特に、次の事項を遵守するよう求めます。

①書面による下請契約

建設工事標準下請契約約款又はこれに準じた内容を持つ契約書その他の書面により下請業者が工事を着手する前に下請契約を締結すること。また、契約を変更する場合も同様とすること。

②不当に低い請負代金の禁止

自己の取引上の地位を不当に利用して、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結しないこと。

③工事の見積り等

工事の内容、種別ごとに材料費、労務費その他の経費の内容を明らかにして、見積りを行うよう努めること。また、注文者（元請業者を含む。）は、契約締結前に契約の内容を具体的に提示し、受注者（下請業者を含む。）に適切な見積り期間を与えること。

④下請代金の支払

元請業者は、注文者から工事の出来形部分に対する支払又は完成後における支払（以下「完成払等」という。）を受けたときは、その支払の対象となった工事を施工した下請業者に対して、相応する下請代金を、当該支払を受けた日の翌日から起算して１か月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払うこと。

また、特定建設業者は、工事の完成検査完了後、下請業者（特定建設業者又は資本金額が 4,000 万円以上の法人は除く。）からの当該工事に係る目的物の引渡しの申出の日から起算して 50 日以内、又は完成払等を受けた日の翌日から起算して１か月以内のいずれか短い期間内で、かつ、できる限り短い期間内において下請業者に下請代金を支払うこと。

⑤前払金の支払

元請業者は、市から前払金の支払を受けたときは、下請業者に対して資材の購入、労働者の募集その他工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をすること。

⑥下請代金の支払方法

できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当部分については、現金で支払うこと。

⑦公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置等に伴う対応

公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置等で、設計労務単価に増額等の変更契約を市と締結した場合、下請業者との間で既に締結している請負契約の金額の見直しを迅速に行うこと。

〇実態把握等の協力

技能労働者への賃金水準の確保及び元請下請関係の適正化等の実態を把握するアンケート調査等について、積極的に協力するよう求めます。

５ 評価・検証による改善

本指針の取組については、社会経済情勢及びアンケート調査等における実態把握の結果を踏まえ、弾力的かつ総合的に内容を見直します。

附　則

この指針は、平成３０年４月１日から施行します。

附　則

この指針は、令和２年４月１日から施行します。

附　則

この指針は、令和４年４月１日から施行します。